

財団法人日本墓園 霊園（墓地）管理使用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、財団法人日本墓園が経営する霊園(墓地)の管理、使用に関する基準を定め、その管理使用の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程で、「墓所」とは、墳墓を設けるために区画された土地の 1 区画をいう。

(管理者)

第 3 条 霊園は、財団法人日本墓園の代表理事が任命する管理者が管理する。

(墓所使用の目的)

第 4 条 墓所は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。

(墓所使用者の資格)

第 5 条 墓所は、宗旨宗派のいかんを問わず、何人も霊園の承諾に基づき使用することができる。

(墓所使用料及び使用資格取得)

第 6 条 墓所の使用を希望する者は、別に定める墓所使用申込書に所要事項を記載し、墓所使用料を完納し、霊園が発行する使用承諾証の交付をうけたとき、墓所使用者として墓所を使用することができる。

(墓所使用者の協力)

第 7 条 墓所の使用者は、祖霊のやすらぎにふさわしい本霊園(墓地)の管理運営に協力しなければならない。

(使用墓所の制限、変更)

第 8 条 墓所使用者 1 人につき、1 墓所だけとし、使用決定した墓所は変更することができない。

(納骨堂等業務行為の禁止)

第 9 条 墓所使用者は、納骨堂又はそれに類する一切の業務を行うことを禁ず。

(墓所使用に関する制限文は条件)

第 10 条 園内墓所の円滑なる管理運営をはかるため、次の各号の事項を実施することができる。

(1) 管理者は必要に応じて、不要と認められる塔婆を墳墓より撤去することができる。

(2) その他園内の維持管理に特に必要と認められる事項。

(植栽)

第 11 条 普通墓所内の樹木の植栽は、次の条件で実施することができる。但し芝生墓所内には植栽できない。

(1) 樹木の高さは 2m を越えてはならない。

(2) 樹木の繁茂により、隣接区画に迷惑をかけるときは、使用者は剪定しなければならない。

(3) 使用者が剪定しない場合は、霊園（墓地）において実施し、その費用を使用者に請求する。

（墓所の譲渡転貸の禁止）

第 12 条 墓所の使用者は、その使用墓所を第三者に譲渡転貸することはできない。

（墓所の承継）

第 13 条 墓所使用者が死亡、その他の事由による承継は、法律の定めに従って祖先の祭祀を主宰すべきものがこれを承継する。

2 前項の場合には承継者は、承継事実を証する書面をもって、霊園に遅滞なくその旨を届出なければならない。

（管理料）

第 14 条 墓所使用者は、霊園の管理に要する経費として、別に定める管理料を所定の時期に納入しなければならない。

2 管理料は物価の変動により、改定することができる。

（墓所使用者の資格喪失）

第 15 条 墓所使用者は、次の各項の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 墓所使用者が死亡した日から起算し、3 年を経過してもその祭祀を継承する者が判明しないとき。
- (2) 墓所使用者の届出住所に郵便物が 3 年間継続し到達しないとき。
- (3) 管理料を 3 年間納入しないとき。

（墓所使用者の義務）

第 16 条 墓所使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓所を使用しなければならない。

- (1) 墓所に焼骨（又は遺骨）を埋蔵しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋火葬許可証又は改葬許可証並びに第 1 回目に限り使用者の住民票を提出しなければならない。
- (2) 墓所使用者は、墓所使用承諾証に定められた墓所を使用し、墳墓を設置し、かつ墓所としての美観を維持しなければならない。
- (3) 墳墓の設置及びその変更、改造、移転については、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。
- (4) 墓所使用者が、その住所を変更したときは、遅滞なく新住所を管理者に届出なければならない。
- (5) 墓所使用者で氏を変更した場合は、名義変更手続きをとらなければならない。
- (6) 墓所に関する工事は、霊園の登録業者で行わなければならない。

(墓所使用契約の解除)

第 17 条 墓所使用者が前条に定める各号に違反し又次の各号の一に該当する場合は、墓所使用者に対し、その使用契約を解除することができる。

- (1) 第 15 条により資格喪失したとき。
- (2) 墓所使用者が、墓所を第 4 条以外の目的に使用したとき。
- (3) 墓所使用者が第 9 条、第 12 条、第 16 条に違反したとき。
- (4) 墓所使用者が、この規程に違反し、墓所使用者としての適格を失ったと霊園が判断したとき。
- (5) 墓所使用者が、法人の場合当該法人が解散したとき。

(契約解除にともなう措置)

第 18 条 第 15 条、第 17 条により墓所使用者が、その資格を喪失したとき、埋蔵焼骨がある場合は、墓所使用者であった者が、3 ヶ月以内に改葬して埋蔵焼骨を撤去すると共に、設置しである墓石等構造物を収去して、原状に復帰しなければならない。

(1) 前項の資格喪失後 3 ヶ月以内に改葬せず、墓石等構造物を収去しなかったときは、管理者が墓所使用者に代わって費用を立替え、改葬し、埋蔵焼骨等を定められた場所に合間すると共に、墓石等構造物を収去して、霊園所定の場所に移転保管する。

(2) 前項による、移転保管中の墓石等構造物の損傷、損壊、滅失等について当霊園は責任を負わない。

(3) 墓石等構造物について保管開始から満 3 年を経過しても引き取りがない場合は、当該物件の所有権は当霊園に帰属する。

(墓所の明け渡し)

第 19 条 墓所の全部又は一部が不要になったときは、墓所使用者はただちに霊園に届出をなし、当該墓所を原状に復して明け渡さなければならない。

但し、霊園の承認を得たときは、原状のまま明け渡すことができる。

(使用料及び管理料の還付)

第 20 条 既納の使用料及び管理料は還付しない。

但し別に定めるところにより既納使用料の一部を返還する。

(補償及び補修)

第 21 条 墓所使用者が、その責に帰すべき事由により、他の墓所及び霊園施設等に損害を与えた場合には、墓所使用者の負担により、補償又は補修をしなければならない。

2 災害盗難その他霊園の責に帰すべからざる事由によって墳墓に損害を受けた場には、その補修に要する費用は霊園はこれを負担しない。

(管理権に基づく措置)

第 22 条 管理者が墓所につき、公用収用の必要のため又は土地の整備その他の必要のため、墓所使用者に対して改葬を求めたときは、墓所使用者はこれに応じなければならない。

2 前項の場合には、霊園が代替地及び改葬に伴う費用を補償する。

(規定の変更)

第 23 条 この管理規程は理事会の承認により改変することができる。

付 則

本規程は昭和 63 年 8 月 1 日より施行する。

墓地管理科について

当法人の墓地管理料の役務範囲は、次のとおりであります。

管理料は当法人の持つ建造物・道路・緑地等の維持管理に掛かる費用に供する。

イ . 財団法人の運営

ロ . 建造物(管理事務所及び礼拝堂等の施設)の維持管理

ハ . 道路及び上下水道等の維持管理

ニ . 墓園内の樹木の植栽等環境整備

尚、墓地管理料には、各人が使用する墓所内の清掃及び樹木の手入れ料等は含まれておりません。(園内清掃は登録墓石業者が当法人に協力し、その業務を援助しています)

墓所使用の各位のご要望がある場合に限り、ご相談に応じ各人の墓所内に ある樹木の剪断等は、別途に料金を申し受けます。

財団法人 日 本 墓 園

納骨時の必要書類と手続

墓所使用者 (名義人) がお亡くなりになった場合には名義の承継届、ご住所の変った方は変更届、通年管理料の完納等、事務所に連絡の上、まづ済して下さい。

- 書類 1. 墓所使用者の住民票一通 (但し同一契約者にして既に提出しである方は不要)
2. 当園発行の墓所使用承諾証 (使用者所持)
 3. 火埋葬許可証 (火葬場にて交付されたもの)
 4. 改葬許可証、既に埋葬しである御骨を当園に移される場合には改葬となります。改葬予定のある方は改葬許可申請紙等備えてありますので係員まで申し出て下さい。
 5. 分骨の場合、籍はそのまま現埋蔵地に残して置く場合には(1)(2) の書類で結構です。

- 手続 1. 納骨の日時が決まり次第当園に御連絡下さい。
2. 当日来園したら先に書類を事務所に提出して下さい。
 3. 納骨は、手続き終了後担当者が行ないます。(届出なく納骨は「違法」になります。)

総べてのご連絡お問い合わせに、先ず使用承諾証番号をお申し出下さい。

電話 045 (891) 7811 番 (第一管理事務所)

045 (891) 7813 番 (第二管理事務所)

春秋彼岸休祭日の自動車での来園はお控え下さい。